

医療法人社団瑞鳳会
ハートマネジメント桜 重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

担 当：佐合 紀子
電 話：058-263-5150 （ 9：00 ～ 18：00 ）

2. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団 瑞鳳会	主たる事務所の所在地	〒500-8185 岐阜県岐阜市元町 3 丁目 16 番地
代表者（職名・氏名）	理事長 松岡 正治	設 立 年 月 日	1995 年 4 月 7 日
電 話 番 号	058-266-6888		

3. 事業所の概要

1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所の名称	ハートマネジメント東金宝町	サービスの種類	居宅介護支援
事業所の所在地	岐阜市東金宝町 1-16 ヴィン・ド・クマダ 103	事業所番号	2170100628
通常の営業地域	岐阜市内および岐阜市近郊地域 ※地域以外のご利用についてはご相談に応じます		

2) 事業所の職員体制

職種	員数	業務内容
管理者	1 名	本事業所の介護支援専門員、その他の従業員の管理、指導命令等を行う。
介護支援専門員	7 名	要介護者からの相談に応じ、サービスが適切に利用できるよう、種類、内容等の計画を作成するとともに事業者との連絡調整を行う。

3) 営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後6時まで *上記の営業日、営業時間のほか電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスまたは施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的としています。
運営の方針	①利用者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。 ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう下記の事項を配慮し、公正中立に行います。 i) 事業者は利用者に対して居宅サービスを紹介する際に、複数の事業所を紹介します。 ii) 利用者は介護支援専門員が居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることが可能です。 iii) 事業者は利用者またはその家族に対して、事業所で作成された前 6 月間の居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の割合や同一事業者によって提供されたものが占める割合の説明を行います。 ③事業計画及び財務内容については、閲覧を求めることができます。

5. 利用料金

1) 利用料

サービス内容	単位数	自己負担額
居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護 1・2	1,086 単位/月
	要介護 3・4・5	1,411 単位/月
初回加算		300 単位/回
特定事業所加算	（Ⅰ）	519 単位/月
	（Ⅱ）	421 単位/月
	（Ⅲ）	323 単位/月
	（A）	114 単位/月
特定事業所医療介護連携加算		125 単位/月
入院時情報連携加算（Ⅰ）	（入院日当日に情報提供）	250 単位/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	（入院後 3 日以内に情報提供）	200 単位/月
退院・退所加算	（カンファレンス有 1 回目）	600 単位/月
	（カンファレンス有 2 回目）	750 単位/回

	（カンファレンス有 3 回目）	900 単位/回	0 円
	（カンファレンス無 1 回目）	450 単位/回	
	（カンファレンス無 2 回目）	600 単位/回	
通院時情報連携加算		50 単位/月	
緊急時等居宅カンファレンス加算		200 単位/月	
ターミナルケアマネジメント加算		400 単位/月	

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、サービスに応じて利用料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市役所の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

※ 入院時情報提供連携加算は、利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合に算定します。

※ 退院・退所加算は、病院・介護保険施設等に入院、入所していた利用者が退院又は退所し、居宅において居宅サービスを利用する場合に、当事業所の介護支援専門員が当該病院等職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画の作成及びサービスの調整を行った場合に算定します。情報提供の回数・方法により算定区分が異なります。

※ 利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合に算定します。

※ 緊急時等居宅カンファレンス加算は、病院又は診療所の求めにより医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要なサービスの調整を行った場合に算定します。

※ ターミナルケアマネジメント加算は、終末期の利用者に対し、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況、環境の変化等を把握し、主治医や居宅サービス事業者に情報提供するなどの適切な支援を行った場合に算定します。

2) 交通費

前記 3 の 1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。なお、自動車を使用した場合の交通費は、下記のとおりとします。

実施地域を超えた地点 1Km 毎に 50 円とする

3) その他

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月 10 日までに前月分の請求を現金集金いたします。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

6. サービスの利用方法

1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。介護支援専門員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

2) サービスの終了

① 利用者の方のご都合でサービスを終了する場合文書でお申し出ください。いつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
事業の廃止などやむを得ない事情がある場合は、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者の方がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 利用者の方やご家族などが、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文章で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。
- ・ 利用者の要介護認定区分が要支援 1・2 となった場合は、「予防給付」となりますので、当事業所での居宅サービス計画が作成できません。その場合は、各市町村に設置されている地域包括支援センターに引き継ぐ事になります。

3) サービス利用にあたっての留意事項

- ・ 介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに介護支援専門員にお知らせください。
- ・ 契約期間中に入院された場合は、入院先である医療機関に担当の介護支援専門員名を伝えるとともに、居宅介護支援事業所に速やかにご連絡ください。必要に応じ、医療機関に在宅での情報を提供させていただきます。

7. 虐待の防止のための措置に関する事項

- 1) 事業者は、虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の擁護・虐待等の防止に努めます。
- 2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な処置を講じます。
- 3) 虐待防止の為の指針の整備をします。
- 4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- 5) 虐待防止の為の研修会を定期的に実施します。

8. 身体拘束に関する事項

- 1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- 2) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

9. サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者様、ご家族様、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- 1) 従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- 2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- 3) サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。

10. 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 1) 事業所における感染症の予防及びまん延のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- 2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 事業継続計画の策定

- 1) 事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2) 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. ハラスメント対策について

- 1) 事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、従業員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 2) 利用者が事業者の従業員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

13. 苦情申立・虐待相談窓口

- 1) 当事業所窓口
事業所名：ハートマネジメント東金宝町 担 当：佐合 紀子
電 話：058-263-5150 受付時間：平日 9：00 ～ 18：00
- 2) その他窓口
岐阜市役所 介護保険課支援係 電 話：058-214-2093（直通）
岐阜県国民健康保険団体連合会 電 話：058-275-9826

14. 事故発生の対応

- 1) 居宅支援事業所サービスの提供により、ご利用者に事故が発生した場合は速やかにご家族または緊急連絡先へ連絡いたします。
- 2) 必要な場合において、市町村、その他関係機関へ連絡を行います。
- 3) 居宅介護支援サービスの提供により利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

15. 緊急時の対応方法

- 1) サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、家族または緊急連絡先へ連絡いたします。
- 2) 必要な場合において、利用者の主治医または事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
- 3) 家族または緊急連絡先に繋がらない場合、事業所の判断で医療機関への受診をして頂く場合があります。その際の費用は利用者または利用者の家族にお支払いいただきます。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、重要事項を説明しました。

説明日	_____年_____月_____日
【事業者】	
所在地	〒500-8185 岐阜県岐阜市元町 3-16
名称	医療法人社団瑞鳳会
代表者	理事長 松岡 正治
【事業所】	
所在地	〒500-8177 岐阜市東金宝町 1-16 メゾン・ド・クダ 103
名称	居宅介護支援事業所 ハートマネジメント東金宝町
説明者	_____

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

同意日	_____年_____月_____日
【ご利用者】	
住所	
氏名	
【ご家族・代理人】	
住所	
氏名	
続柄	

以上